

### 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税6) (法人住民税・事業税:義)(地方税7)
		② 上記以外の税目	-
3	要望区分等の別		【新設・拡充・ <b>延長</b> 】 【単独・主管・ <b>共管</b> 】
4	内容		<p>《現行制度の概要》</p> <p>内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置づけられた事業に対して企業が寄附を行った場合に、損金算入措置に加え、平成28年度から令和6年度までの間、法人住民税、事業税、法人税に係る税額控除の措置が講じられている。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>デジタル田園都市国家構想の実現及び地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを一層高めるとともに、その流れを継続的なものとするため、税制措置の延長を図る。</p> <p>○令和6年度までとなっている税額控除の特例措置を5年間(令和11年度まで)延長すること。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第42条の12の2</li> <li>・ 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第27条の12の2</li> <li>・ 租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第20条の8</li> <li>・ 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第8条の2の2、第9条の2の2</li> <li>・ 地方税法施行令(昭和25年政令第245号)附則第5条の4、第6条の2の2</li> <li>・ 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)附則第2条の6、第2条の6の2、第3条</li> </ul>
5	担当部局		総務省地域力創造グループ地域政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和6年度8月 分析対象期間:平成28年度～令和11年度
7	創設年度及び改正経緯		平成28年度:新設 平成31年度:運用改善の実施 令和2年度:拡充・延長
8	適用又は延長期間		5年間(令和7年度～令和11年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>地方公共団体の実施する一定の地方創生事業に対して企業が寄附を行うことを促すことにより、地方創生に取り組む地方を応援するこ</p>

		<p>とを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》  まち・ひと・しごと創生法(平成二十六年法律第百三十六号)  第一章 総則  (目的)  第一条 この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること(以下「まち・ひと・しごと創生」という。)が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画(以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。</p> <p>(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)  第九条 (略)  2 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。  一・二 (略)  三 前二号に掲げるもののほか、都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項  3 (略)</p> <p>(市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)  第十条 (略)  2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。  一～二 (略)  三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項  3 (略)</p> <p>地域再生法(平成十七年法律第二十四号)  第三章 地域再生計画の認定等  (地域再生計画の認定)  第五条 (略)  2 地域再生計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。  一 地域再生計画の区域  二 地域再生を図るために行う事業に関する事項</p>
--	--	---

		<p>三 計画期間</p> <p>3 前項各号に掲げるもののほか、地域再生計画を定める場合には、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。</p> <p>一 地域再生計画の目標</p> <p>二 (略)</p> <p>4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略にまち・ひと・しごと創生法第九条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に同法第十条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業であつて前号イ又はロに掲げるもののうち、地方公共団体(地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十条第一項の規定による普通交付税の交付を受けないことその他の政令で定める要件に該当する都道府県及び市町村、地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合及び広域連合並びに港湾法第四条第一項の規定による港務局を除く。)が法人からの寄附(当該事業の実施に必要な費用に充てられることが確実であることその他の内閣府令で定める要件に該当するものに限る。)を受け、その実施状況に関する指標を設定することその他の方法により効率的かつ効果的に行うもの(第十三条の三において「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」という。)に関する事項</p> <p>三～十八</p> <p>5～18 (略)</p> <p>第五章 認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置</p> <p>第二節 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例</p> <p>第十三条の三 法人が、認定地方公共団体に対し、認定地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附をしたときは、当該法人に対する道府県民税、事業税及び市町村民税並びに法人税の課税については、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)及び租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>デジタル田園都市国家構想総合戦略(2023 改訂版)(令和5年 12 月 26 日閣議決定)</p> <p>第2章 デジタル田園都市国家構想の実現に必要な施策の方向</p> <p>1. 取組方針</p> <p>(1) デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上</p> <p>② 人の流れをつくる</p> <p>(施策の方向)</p> <p>【「転職なき移住」の推進など地方への人材の還流】</p> <p>(略) 地方と企業のつながりを生み出す効果的な取組である企業版ふるさと納税について、地方公共団体と企業のマッチング等によってその更なる活用を図るとともに、企業の即戦力人材の地方への流れを創出する地域活性化起業人(企業人材派遣制度)を拡充するなど、官民連携を一層推進し、地方への資金や人材の還流を促進す</p>
--	--	---

		<p>る。</p> <p>デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日閣議決定) 第4章 各分野の施策の推進</p> <p>1. 分野横断的な施策の推進</p> <p>②地方への資金の流れの創出・拡大</p> <p>【具体的な取組】</p> <p>(b)企業版ふるさと納税の一層の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方への資金の流れを生み出すとともに、寄附を通じた新たな官民連携の取組を創出するため、関係省庁等とも連携しつつ、企業と地方公共団体とのマッチング会の開催や制度の周知を行うとともに、地域別のマッチング会の開催を支援する。あわせて、企業版ふるさと納税を活用したサテライトオフィスの整備等を促進するための事例集・手引きの作成等を行うとともに、寄附の獲得に向けた企業への訴求力・提案力の強化を図るための研修会等を行うことにより、一層の活用促進を図る。</li> </ul> <p>2. 分野別の施策の推進</p> <p>(1)デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上</p> <p>⑤その他の関連重要施策</p> <p>イ 地方公共団体等における多様な人材の確保</p> <p>【具体的な取組】</p> <p>(a)地方公共団体への人材派遣等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業版ふるさと納税(人材派遣型)について、デジタル人材の育成・確保にも資するよう、デジタル分野を含む活用事例を地方公共団体や経済団体等に提供すること等により、一層の活用促進を図る。</li> </ul>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>令和7年度概算要求における政策体系図</p> <p>【基本計画(令和5年3月策定)】</p> <p>Ⅱ. 地方行財政</p> <p>2. 地域振興(地域力創造)</p>
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>達成目標については、以下の観点を踏まえ、令和11年度までに、本税制を活用した事業(計画)の目標が十分に達成されることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業の創業地や地方創生のプロジェクトに取り組む地方への貢献を促進</li> <li>・地方公共団体が企業に取組をアピールすることで自治体間競争を促進</li> <li>・本社機能の移転促進税制の補完</li> </ul> <p>達成目標に係る測定指標については、本税制の直接的な効果を把握するため、地方版総合戦略上の目標(KPI)とは別に設定する、各地方公共団体における本税制を活用した事業(計画)の目標の達成状況とする。</p> <p>目標の達成状況については、毎年度受領する報告により把握することとし、達成すべき水準(目標値)としては、令和11年度まで毎年度、本税制を活用した事業(計画)のうち、「目標以上を達成」「概ね目標を達成」「目標達成に向け順調に推移」と回答があった事業(計画)が8割を超えることとする。</p> <p>また、測定指標(本税制を活用した事業の目標の達成状況)を補完</p>

			<p>するものとして、地方公共団体が行う地方創生事業に対する寄附額を把握し、令和6年度までに累計 1,000 億円以上、本税制の延長が行われた場合には、令和 11 年度までに累計 5,600 億円以上となることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》          本税制により、地方公共団体と企業の間で、地方創生という共通の目標の実現に向けて継続的な協力体制が構築され、持続可能な形で地方創生の取組が発展していくことが期待される。          また、地方公共団体が、他団体と競い合いながら、より明確な目標設定をした上で、企業の協力を得るための工夫を凝らしていくと考えられる。          企業においても、本税制を活用することにより、地方公共団体の地方創生の取組に積極的に協力することが可能となる。</p>																																																																											
10	有効性等	① 適用数	<p>【適用数の推移】</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>R1</td> <td>R2</td> <td>R3</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>58</td> <td>116</td> <td>170</td> <td>188</td> <td>372</td> <td>948</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>R4</td> <td>R5</td> <td>R6</td> <td>R7</td> <td>R8</td> <td>R9</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>1,510</td> <td>1,960</td> <td>2,320</td> <td>2,608</td> <td>2,838</td> <td>3,022</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>R10</td> <td>R11</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>3,169</td> <td>3,287</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table> <p>※(平成 28 年度～令和 4 年度)          「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」          ※(令和 5 年度～令和 11 年度)          ～令和 4 年度の実績の伸び率等から推計(算定根拠については別添参照)</p>	年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	件数	58	116	170	188	372	948	年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	件数	1,510	1,960	2,320	2,608	2,838	3,022	年度	R10	R11					件数	3,169	3,287																																					
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3																																																																								
件数	58	116	170	188	372	948																																																																								
年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9																																																																								
件数	1,510	1,960	2,320	2,608	2,838	3,022																																																																								
年度	R10	R11																																																																												
件数	3,169	3,287																																																																												
		② 適用額	<p>【適用額の推移(千円)】</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>R30</td> <td>R1</td> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>6,095</td> <td>27,453</td> <td>37,796</td> <td>64,577</td> </tr> <tr> <td>法人 住民税</td> <td>4,771</td> <td>148,039</td> <td>332,282</td> <td>492,581</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>1,180</td> <td>90,859</td> <td>182,248</td> <td>298,673</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>R2</td> <td>R3</td> <td>R4</td> <td>R5</td> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>399,408</td> <td>934,685</td> <td>1,331,012</td> <td>1,879,949</td> </tr> <tr> <td>法人 住民税</td> <td>511,215</td> <td>3,633,666</td> <td>5,657,885</td> <td>7,519,798</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>349,372</td> <td>2,956,250</td> <td>3,642,484</td> <td>4,699,874</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>R6</td> <td>R7</td> <td>R8</td> <td>R9</td> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>2,292,498</td> <td>2,622,536</td> <td>2,886,567</td> <td>3,097,791</td> </tr> <tr> <td>法人 住民税</td> <td>9,169,990</td> <td>10,490,144</td> <td>11,546,267</td> <td>12,391,165</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>5,731,244</td> <td>6,556,340</td> <td>7,216,417</td> <td>7,744,478</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>R10</td> <td>R11</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>3,266,771</td> <td>3,401,955</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>法人 住民税</td> <td>13,067,084</td> <td>13,607,819</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	年度	H28	H29	R30	R1	法人税	6,095	27,453	37,796	64,577	法人 住民税	4,771	148,039	332,282	492,581	事業税	1,180	90,859	182,248	298,673	年度	R2	R3	R4	R5	法人税	399,408	934,685	1,331,012	1,879,949	法人 住民税	511,215	3,633,666	5,657,885	7,519,798	事業税	349,372	2,956,250	3,642,484	4,699,874	年度	R6	R7	R8	R9	法人税	2,292,498	2,622,536	2,886,567	3,097,791	法人 住民税	9,169,990	10,490,144	11,546,267	12,391,165	事業税	5,731,244	6,556,340	7,216,417	7,744,478	年度	R10	R11			法人税	3,266,771	3,401,955			法人 住民税	13,067,084	13,607,819		
年度	H28	H29	R30	R1																																																																										
法人税	6,095	27,453	37,796	64,577																																																																										
法人 住民税	4,771	148,039	332,282	492,581																																																																										
事業税	1,180	90,859	182,248	298,673																																																																										
年度	R2	R3	R4	R5																																																																										
法人税	399,408	934,685	1,331,012	1,879,949																																																																										
法人 住民税	511,215	3,633,666	5,657,885	7,519,798																																																																										
事業税	349,372	2,956,250	3,642,484	4,699,874																																																																										
年度	R6	R7	R8	R9																																																																										
法人税	2,292,498	2,622,536	2,886,567	3,097,791																																																																										
法人 住民税	9,169,990	10,490,144	11,546,267	12,391,165																																																																										
事業税	5,731,244	6,556,340	7,216,417	7,744,478																																																																										
年度	R10	R11																																																																												
法人税	3,266,771	3,401,955																																																																												
法人 住民税	13,067,084	13,607,819																																																																												

		<table border="1"> <tr> <td>事業税</td> <td>8,166,927</td> <td>8,504,887</td> </tr> </table> <p>※(平成 28 年度～令和 4 年度) 法人税について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、法人住民税及び事業税について「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」 ※(令和 5 年度～令和 11 年度) ～令和 5 年度の実績の伸び率等から推計(算定根拠については別添参照)</p>	事業税	8,166,927	8,504,887																																																																												
事業税	8,166,927	8,504,887																																																																															
③ 減収額	<p>※税額控除であるため、「10 有効性等②適用額」と同額</p> <p><b>【減収額の推移(千円)】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>R30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>6,095</td> <td>27,453</td> <td>37,796</td> <td>64,577</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>4,771</td> <td>148,039</td> <td>332,282</td> <td>492,581</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>1,180</td> <td>90,859</td> <td>182,248</td> <td>298,673</td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>399,408</td> <td>934,685</td> <td>1,331,012</td> <td>1,879,949</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>511,215</td> <td>3,633,666</td> <td>5,657,885</td> <td>7,519,798</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>349,372</td> <td>2,956,250</td> <td>3,642,484</td> <td>4,699,874</td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>2,292,498</td> <td>2,622,536</td> <td>2,886,567</td> <td>3,097,791</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>9,169,990</td> <td>10,490,144</td> <td>11,546,267</td> <td>12,391,165</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>5,731,244</td> <td>6,556,340</td> <td>7,216,417</td> <td>7,744,478</td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>R10</th> <th>R11</th> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>3,266,771</td> <td>3,401,955</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>13,067,084</td> <td>13,607,819</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>8,166,927</td> <td>8,504,887</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※(平成 28 年度～令和 4 年度) 法人税について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、法人住民税及び事業税について「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」 ※(令和 5 年度～令和 11 年度) ～令和 5 年度の実績の伸び率等から推計(算定根拠については別添参照)</p>	年度	H28	H29	R30	R1	法人税	6,095	27,453	37,796	64,577	法人住民税	4,771	148,039	332,282	492,581	事業税	1,180	90,859	182,248	298,673	年度	R2	R3	R4	R5	法人税	399,408	934,685	1,331,012	1,879,949	法人住民税	511,215	3,633,666	5,657,885	7,519,798	事業税	349,372	2,956,250	3,642,484	4,699,874	年度	R6	R7	R8	R9	法人税	2,292,498	2,622,536	2,886,567	3,097,791	法人住民税	9,169,990	10,490,144	11,546,267	12,391,165	事業税	5,731,244	6,556,340	7,216,417	7,744,478	年度	R10	R11			法人税	3,266,771	3,401,955			法人住民税	13,067,084	13,607,819			事業税	8,166,927	8,504,887		
年度	H28	H29	R30	R1																																																																													
法人税	6,095	27,453	37,796	64,577																																																																													
法人住民税	4,771	148,039	332,282	492,581																																																																													
事業税	1,180	90,859	182,248	298,673																																																																													
年度	R2	R3	R4	R5																																																																													
法人税	399,408	934,685	1,331,012	1,879,949																																																																													
法人住民税	511,215	3,633,666	5,657,885	7,519,798																																																																													
事業税	349,372	2,956,250	3,642,484	4,699,874																																																																													
年度	R6	R7	R8	R9																																																																													
法人税	2,292,498	2,622,536	2,886,567	3,097,791																																																																													
法人住民税	9,169,990	10,490,144	11,546,267	12,391,165																																																																													
事業税	5,731,244	6,556,340	7,216,417	7,744,478																																																																													
年度	R10	R11																																																																															
法人税	3,266,771	3,401,955																																																																															
法人住民税	13,067,084	13,607,819																																																																															
事業税	8,166,927	8,504,887																																																																															

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

○政策目的の達成状況

企業が創業地や工場・支店等の拠点を有する地方公共団体に寄附することにより、地方への資金の流れを生み出すとともに、寄附を通じた新たな官民連携の取組が創出されており、観光振興、移住・定住や人材育成・確保などの地方創生事業を実施する地方公共団体を応援する政策目的が一定程度達成されている。

○達成目標の実現状況

<達成目標>

①令和6年度まで毎年度、本税制を活用して実施した事業(計画)のうち、「目標以上を達成」「概ね目標を達成」「目標達成に向け順調に推移」と回答があった事業(計画)が8割を超えること

<実現状況>

調査を開始した令和元年度以降、毎年度約8割に達している。各年度の平均では80.4%となっており、8割を超えている。

令和元年度:308事業(計画)/404事業(計画)(76.2%)

令和2年度:458事業(計画)/560事業(計画)(81.8%)

令和3年度:836事業(計画)/1,000事業(計画)(83.6%)

令和4年度:1,059事業(計画)/1,339事業(計画)(79.1%)

令和5年度:1,228事業(計画)/1,515事業(計画)(81.1%)

※地域再生法施行規則第14条第3項の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」より

<達成目標>

②地方公共団体が行う地方創生事業に対する寄附額を把握し、令和6年度までに累計1,000億円以上となること

<実現状況>

令和6年度までに累計1,820億円(推計込)となり、目標を大きく上回っている。

【寄附額の推移(百万円)】

年度	H28	H29	R30	R1	R2
寄附額	747	2,355	3,475	3,380	11,011
寄附額 (累計)	747	3,102	6,577	9,957	20,968
年度	R3	R4	R5	R6	R7
寄附額	22,575	34,107	46,999	57,312	65,563
寄附額 (累計)	43,543	77,649	124,648	<b>181,961</b>	247,524

年度	R8	R9	R10	R11
寄附額	72,164	77,445	81,669	85,049
寄附額 (累計)	319,688	397,133	478,802	563,851

※令和5年度までの寄附実績額(円単位)を基に推計寄附額(円単位)を算出し、表に百万円単位で記載しているため、合計が一致しない箇所がある。

※(平成28年度～令和5年度)  
地域再生法施行規則第14条第3項の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」より

※(令和6年度～令和11年度)  
～令和5年度の実績の伸び率等から推計(算定根拠については別添参照)

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

令和5年度に内閣府が実施したアンケートにおいて、寄附を受領したところのある地方公共団体(n=1,427)に対して、企業版ふるさと納税を活用したことによるメリット(複数回答)について調査したところ、回答の上位3つが「企業との新たなパートナーシップの構築につながった」(48.6%)、「寄附を活用することで、一般財源で行うよりもより大きな規模の事業を実施できた」(43.0%)、「寄附があったことで新たな地方創生事業を行うことができた」(39.5%)となるなど、本税制が地方への資金の流れを創出し、地方創生に係る取組の事業化を後押ししているほか、本税制の活用により、企業と自治体とのつながりが創出され、官民連携による新たな取組を始めた事例もあるなど、本税制は政策目的の達成に大きく寄与しているといえる。

本税制の延長が行われた場合には、各地方公共団体における自主的・主体的な地方創生の取組が引き続き後押しされることから、達成目標①及び②に対する効果を把握するため、今後も地域再生法施行規則第14条第3項の規定に基づく調査を実施することとし、達成目標①については、令和元年度から令和5年度まで継続して約8割に達しており、今後も継続して8割を達成すると考えられるほか、②については、令和11年度までに累計約5,600億円に達することが見込まれる。これは本税制によって生じる民間資金の流れであり、これらの資金を基に、より良い事業が実施され好事例として積み上がっていくものと考えている。

	⑤: 税収減を是認する理由等	企業が地方公共団体の地方創生事業に関与することは、企業の地域貢献への機運及び寄附文化の醸成、事業の質の向上や地方公共団体と企業との新たなパートナーシップの構築、地方公共団体における安定的な財源確保に役立つものである。本要望の実現により、地方創生事業に対する企業の協力が更に拡大し、減収額を上回る事業費の確保を期待することができる。	
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	地方創生実現のためには、企業の自主的な判断により、地方公共団体の地方創生の取組に関与させることが重要であり、持続可能な地方創生の取組につなげていくことが必要である。そのためには、国が地方公共団体に用途を定めた補助金を交付するのではなく、企業が地方創生の取組に対し寄附するインセンティブを与える租税特別措置による妥当性が認められる。



	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本税制は、地方公共団体の実施する地方創生事業に対して企業が寄附を行うことを促すことにより、地方創生に取り組む地方を広く応援する一方、同様の政策目的に係る他の支援措置であるデジタル田園都市国家構想交付金については、将来的に国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤への横展開につながる見込みのある先行モデル的な実装を支援し、他地域で実践されている優良事例の横展開の加速化を行っており、役割に相違がある。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	本税制の延長により、企業において、地域貢献への機運及び寄附文化の醸成が図られ、地方公共団体が実施する地方創生事業の質の向上や地方公共団体と企業との新たなパートナーシップの構築に寄与するとともに、地方公共団体においては、安定的な財源確保が可能となることから、地方公共団体が協力する相当性が認められる。
12	有識者の見解	-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和元年8月

令和5年度～令和11年度地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)  
に係る寄附額、適用数、適用額及び減収額の推計について

<寄附額の推計>

- 令和2年度税制改正後の寄附実績額(令和2年度～令和5年度まで)を見ると、毎年約120億円増加しているが、制度の浸透により対前年度増加額は今後逡減することが考えられることから、令和6年度以降は前年度の増加額の8割相当額が増加すると仮定する。
- 下表のとおり、令和6年度推計寄附額は約573.1億円、令和7年度推計寄附額は約655.6億円となる。
- 延長された場合の令和11年度までの寄附額累計について、約5,639億円と推計している。

	H28 実績	H29 実績	H30 実績	R1 実績	R2 実績	R3 実績	R4 実績
寄附額 (百万円)	747	2,355	3,475	3,380	11,011	22,575	34,107
対前年度 増加額(百 万円)	-	1,608	1,120	-95	7,631	<b>11,564</b>	<b>11,532</b>
累計 (百万円)	747	3,102	6,577	9,957	20,968	43,543	77,649
	R5 実績	R6 推計	R7 推計	R8 推計	R9 推計	R10 推計	R11 推計
寄附額 (百万円)	<b>46,999</b>	<b>57,312</b>	65,563	72,164	77,445	81,669	85,049
対前年度 増加額(百 万円)	<b>12,892</b>	(×0.8) 10,314	(×0.8) 8,251	(×0.8) 6,601	(×0.8) 5,281	(×0.8) 4,224	(×0.8) 3,380
累計 (百万円)	124,648	181,961	247,524	319,688	397,133	478,802	<b>563,851</b>

(※) 令和5年度までの寄附実績額(円単位)を基に推計寄附額(円単位)を算出し、表に百万円単位で記載しているため、合計が一致しない箇所がある。

(※) 平成28年度～令和5年度の寄附額については、地域再生法施行規則第14条第3項の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」による。

<適用数の推計>

- 適用数についても寄附額と同様に、令和5年度以降は前年度の増加数の8割相当が増加すると仮定する。

	R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 推計	R6 推計	R7 推計	R8 推計	R9 推計	R10 推計	R11 推計
適用数	372	948	1,510	1,960	2,320	2,608	2,838	3,022	3,169	3,287
対前年 度増加	-	576	562	(×0.8) 450	(×0.8) 360	(×0.8) 288	(×0.8) 230	(×0.8) 184	(×0.8) 147	(×0.8) 118

<適用額及び減収額の推計>

- 令和2年度税制改正後の税額控除実績等(令和2年度～令和4年度まで)を見ると、近年は下表のとおり、法人税からの控除額は寄附額の約4%、法人住民税からの控除額は寄附額の約16%、事業税からの控除額は寄附額の約10%で推移している。
- そのため、寄附額に対する推計控除割合は「**法人税:4% 法人住民税:16% 事業税:10%**」と仮定する。

	R2 実績	R3 実績	R4 実績
寄附額(千円)	11,010,948	22,574,504	34,106,611
法人税控除額(千円) (寄附額に対する割合)	399,408 (3.6%)	934,685 ( <b>4.1%</b> )	1,331,012 ( <b>3.9%</b> )
法人住民税控除額(千円) (寄附額に対する割合)	511,215 (4.6%)	3,633,666 ( <b>16.1%</b> )	5,657,885 ( <b>16.6%</b> )
事業税控除額(千円) (寄附額に対する割合)	349,372 (3.2%)	2,956,250 ( <b>13.1%</b> )	3,642,484 ( <b>10.7%</b> )

(※)法人住民税及び事業税について、  
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」  
法人税について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」

	R5 推計	R6 推計	R7 推計	R8 推計	R9 推計	R10 推計	R11 推計
寄附額 (千円)	46,998,737	57,312,438	65,563,398	72,164,167	77,444,781	81,669,273	85,048,867
法人税(4%) (千円)	1,879,949	2,292,498	2,622,536	2,886,567	3,097,791	3,266,771	3,401,955
法人住民税 (16%) (千円)	7,519,798	9,169,990	10,490,144	11,546,267	12,391,165	13,067,084	13,607,819
事業税(10%) (千円)	4,699,874	5,731,244	6,556,340	7,216,417	7,744,478	8,166,927	8,504,887